

○表彰等の実施に関する達

航空自衛隊達第63号

改正	昭和37年5月16日	航空自衛隊達第30号
	昭和37年9月20日	航空自衛隊達第51号
	昭和37年11月6日	航空自衛隊達第75号
	昭和38年10月19日	航空自衛隊達第58号
	昭和39年2月1日	航空自衛隊達第4号
	昭和39年3月24日	航空自衛隊達第13号
	昭和39年10月26日	航空自衛隊達第42号
	昭和39年12月28日	航空自衛隊達第54号
	昭和40年6月25日	航空自衛隊達第9号
	昭和40年12月24日	航空自衛隊達第29号
	昭和41年4月23日	航空自衛隊達第13号
	昭和41年12月15日	航空自衛隊達第39号
	昭和42年10月19日	航空自衛隊達第37号
	昭和43年9月24日	航空自衛隊達第25号
	昭和44年6月27日	航空自衛隊達第27号
	昭和46年2月3日	航空自衛隊達第2号
	昭和46年6月14日	航空自衛隊達第19号
	昭和47年5月11日	航空自衛隊達第18号
	昭和47年7月20日	航空自衛隊達第28号
	昭和47年10月11日	航空自衛隊達第34号
	昭和47年12月14日	航空自衛隊達第38号
	昭和48年2月14日	航空自衛隊達第3号
	昭和48年6月30日	航空自衛隊達第11号
	昭和48年8月22日	航空自衛隊達第20号
	昭和48年10月16日	航空自衛隊達第26号
	昭和49年4月11日	航空自衛隊達第9号
	昭和50年4月2日	航空自衛隊達第9号
	昭和51年9月28日	航空自衛隊達第23号
	昭和53年3月13日	航空自衛隊達第8号
	昭和53年4月5日	航空自衛隊達第10号
	昭和56年2月7日	航空自衛隊達第11号
	昭和56年12月8日	航空自衛隊達第37号
	昭和57年3月12日	航空自衛隊達第3号

昭和57年 4月 6日	航空自衛隊達第12号
昭和57年12月13日	航空自衛隊達第32号
昭和58年 3月 7日	航空自衛隊達第 6号
昭和59年 1月19日	航空自衛隊達第 1号
昭和59年 6月15日	航空自衛隊達第17号
昭和59年10月 8日	航空自衛隊達第26号
昭和60年 1月24日	航空自衛隊達第 4号
昭和61年10月20日	航空自衛隊達第20号
昭和63年 4月 7日	航空自衛隊達第 9号
平成元年 3月16日	航空自衛隊達第23号
平成 3年 4月12日	航空自衛隊達第17号
平成 4年 3月27日	航空自衛隊達第 9号
平成 4年 4月10日	航空自衛隊達第21号
平成 4年 6月29日	航空自衛隊達第32号
平成 5年 5月28日	航空自衛隊達第30号
平成 9年 1月17日	航空自衛隊達第 1号
平成10年 7月31日	航空自衛隊達第21号
平成11年 3月24日	航空自衛隊達第 6号
平成12年 3月30日	航空自衛隊達第16号
平成12年 4月28日	航空自衛隊達第28号
平成13年 3月 9日	航空自衛隊達第 4号
平成15年 3月26日	航空自衛隊達第 8号
平成15年12月22日	航空自衛隊達第45号
平成18年 3月24日	航空自衛隊達第14号
平成18年 9月29日	航空自衛隊達第40号
平成20年12月 4日	航空自衛隊達第37号
平成21年 2月16日	航空自衛隊達第 1号
平成21年 7月29日	航空自衛隊達第28号
平成23年 3月28日	航空自衛隊達第 8号
平成25年 3月25日	航空自衛隊達第23号
平成26年 3月24日	航空自衛隊達第11号
平成26年 7月31日	航空自衛隊達第68号
平成28年 1月29日	航空自衛隊達第 4号
平成29年 6月23日	航空自衛隊達第27号
令和 2年 3月25日	航空自衛隊達第20号
令和 2年 5月19日	航空自衛隊達第34号
令和 3年 3月18日	航空自衛隊達第43号

令和4年3月17日 航空自衛隊達第17号  
令和5年2月6日 航空自衛隊達第1号

表彰等に関する訓令（昭和30年庁訓第49号）に基づき表彰等の実施に関する達を次のように定める。

昭和36年10月14日

航空幕僚長 空将 源田 実

### 表彰等の実施に関する達

（目的）

第1条 この達は、表彰等に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施について必要な細部事項を定めることを目的とする。

（幕僚長の指定する感謝状の贈与権者）

第2条 訓令第24条に規定する幕僚長の指定する感謝状の贈与権者は、訓令別表第2に掲げる第3級賞詞及び第3級賞状以下の表彰権者である部隊等の長とする。

（第4級表彰権者）

第3条 訓令別表第2第4級賞詞第4級賞状の項表彰範囲航空自衛隊に対応する表彰権者の欄中これらに準ずる部隊とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 航空団の群
- (2) 航空警戒管制団司令直轄部隊（編制上の1佐職）
- (3) 航空施設隊（編制上の1佐職）
- (4) 中部航空方面隊司令部支援飛行隊
- (5) 硫黄島基地隊
- (6) 警戒航空団司令直轄部隊
- (7) 航空救難団司令直轄部隊
- (8) 航空救難団の群司令直轄部隊（編制上の1佐職）
- (9) 航空戦術教導団司令直轄部隊（編制上の1佐職）
- (10) 偵察航空隊
- (11) 作戦情報隊
- (12) 作戦情報隊司令直轄部隊（編制上の1佐職）
- (13) 作戦システム運用隊
- (14) 作戦システム運用隊司令直轄部隊（編制上の1佐職）
- (15) 輸送航空隊の群（編制上の1佐職）
- (16) 航空保安管制群
- (17) 航空気象群
- (18) 飛行点検隊

- (19) 特別航空輸送隊
  - (20) 航空機動衛生隊
  - (21) 飛行教育団の群
  - (22) 航空教育隊
  - (23) 航空教育隊司令直轄部隊
  - (24) 飛行教育航空隊
  - (25) 教材整備隊
  - (26) 飛行開発実験団司令直轄部隊（編制上の1佐職）
  - (27) 電子開発実験群
  - (28) 宇宙作戦群司令
  - (29) 航空システム通信隊
  - (30) 航空システム通信隊司令直轄部隊（編制上の1佐職）
  - (31) 航空安全管理隊
  - (32) 航空警務隊
  - (33) 航空中央業務隊
- （第5級表彰権者）

第4条 訓令別表第2第5級賞詞第5級賞状の項表彰範囲航空自衛隊に対応する表彰権者の欄中これに準ずる部隊とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 航空団司令直轄部隊
- (2) 航空警戒管制団司令直轄部隊
- (3) 航空警戒管制団の群司令直轄部隊
- (4) 高射群司令直轄部隊
- (5) 航空施設隊
- (6) 航空施設隊司令直轄部隊（管理班を除く。）
- (7) 中部航空方面隊司令部支援飛行隊司令直轄部隊
- (8) 硫黄島基地隊司令直轄部隊
- (9) 西部航空方面隊司令部支援飛行隊
- (10) 北部、中部、西部、南西各航空音楽隊
- (11) 警戒航空団の群司令直轄部隊
- (12) 航空救難団の群司令直轄部隊
- (13) 航空戦術教導団司令直轄部隊
- (14) 航空戦術教導団の群司令直轄部隊
- (15) 偵察航空隊司令直轄部隊
- (16) 作戦情報隊司令直轄部隊
- (17) 作戦情報隊の群司令直轄部隊（収集班を除く。）
- (18) 作戦システム運用隊司令直轄部隊
- (19) 作戦システム運用隊の群司令直轄部隊

- (20) 輸送航空隊司令直轄部隊
  - (21) 輸送航空隊の群司令直轄部隊
  - (22) 航空保安管制群司令直轄部隊
  - (23) 航空気象群司令直轄部隊
  - (24) 飛行点検隊司令直轄部隊
  - (25) 特別航空輸送隊司令直轄部隊
  - (26) 飛行教育団司令直轄部隊
  - (27) 飛行教育団の群司令直轄部隊
  - (28) 航空教育隊の群司令直轄部隊
  - (29) 飛行教育航空隊司令直轄部隊
  - (30) 教材整備隊司令直轄部隊
  - (31) 飛行開発実験団司令直轄部隊
  - (32) 飛行開発実験団の群司令直轄部隊
  - (33) 電子開発実験群司令直轄部隊
  - (34) 宇宙作戦群司令直轄部隊
  - (35) 航空システム通信隊司令直轄部隊
  - (36) 航空システム通信隊の群司令直轄部隊
  - (37) 航空警務隊司令直轄部隊
  - (38) 航空中央音楽隊
- (褒賞費の運用)

第5条 第4級以上の賞詞及び賞状については、車両無事故表彰を除き副賞を付することができる。

(褒賞費の運用)

第6条 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団（幹部候補生学校及び術科学校を含む。）及び航空開発実験集団の部隊並びに補給本部等（補給本部及び補給処をいう。）並びにそれらに勤務する隊員（入校及び教育入隊中の隊員を含む。）について行う第3級以下の賞詞及び賞状の副賞に要する褒賞費は、航空幕僚長が別に示す予算の範囲内で、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び補給本部長がそれぞれ運用するものとする。

2 前項以外の部隊等における副賞に要する褒賞費の運用は、航空幕僚長が行う。

3 第2項の部隊等において副賞を授与しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載して航空幕僚長（補任課長気付）に申請し承認を受けるものとする。

- (1) 賞詞又は賞状の区分及び副賞の額
- (2) 表彰される隊員の所属、階級、氏名又は表彰される部隊等の名称
- (3) 功績の概要
- (4) 部隊等の所属人員数

附 則

この達は、昭和36年10月14日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。ただし、第3条及び第4条の規定中偵察航空隊にかかる部分は、昭和36年12月1日から施行する。

附 則（昭和37年5月16日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和37年5月16日から施行する。

附 則（昭和37年9月20日航空自衛隊達第51号）

この達は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月6日航空自衛隊達第75号）

この達は、昭和37年11月6日から施行する。

附 則（昭和38年10月19日航空自衛隊達第58号）

この達は、昭和38年10月19日から施行する。

附 則（昭和39年2月1日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月24日航空自衛隊達第13号）

この達は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月26日航空自衛隊達第42号）

この達は、昭和39年10月26日から施行する。ただし、第82航空隊にかかる部分については、同年12月1日から施行する。

附 則（昭和39年12月28日航空自衛隊達第54号）

この達は、昭和39年12月28日から施行する。

附 則（昭和40年6月25日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月24日航空自衛隊達第29号）

この達は、昭和40年12月24日から施行し、同年12月20日から適用する。

附 則（昭和41年4月23日航空自衛隊達第13号）

この達は、昭和41年4月23日から施行する。

附 則（昭和41年12月15日航空自衛隊達第39号）

この達は、昭和41年12月15日から施行する。

附 則（昭和42年10月19日航空自衛隊達第37号）

この達は、昭和42年10月25日から施行する。ただし、第82航空隊に係る改正規定は同年12月1日から施行する。

附 則（昭和43年9月24日航空自衛隊達第25号）

この達は、昭和43年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第16条の規定中教導高射隊に係る改正規定は、昭和44年1月31日から施行する。

附 則（昭和44年6月27日航空自衛隊達第27号）

この達は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則（昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月14日航空自衛隊達第19号）  
この達は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年5月11日航空自衛隊達第18号）  
この達は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（昭和47年7月20日航空自衛隊達第28号）  
この達は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日航空自衛隊達第34号）  
この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和47年12月14日航空自衛隊達第38号）  
この達は、昭和47年12月26日から施行する。

附 則（昭和48年2月14日航空自衛隊達第3号）  
この達は、昭和48年2月15日から施行する。

附 則（昭和48年6月30日航空自衛隊達第11号）  
この達は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年8月22日航空自衛隊達第20号）  
この達は、昭和48年8月23日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）  
この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号）  
この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日航空自衛隊達第9号）  
この達は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則（昭和51年9月28日航空自衛隊達第23号）  
この達は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）  
この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日航空自衛隊達第10号抄）  
この達は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号）  
この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和56年12月8日航空自衛隊達第37号）  
この達は、昭和56年12月17日から施行する。

附 則（昭和57年3月12日航空自衛隊達第3号）  
この達は、昭和57年3月16日から施行する。

附 則（昭和57年4月6日航空自衛隊達第12号）  
この達は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則（昭和57年12月13日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和57年12月21日から施行する。

附 則（昭和58年3月7日航空自衛隊達第6号）

この達は、昭和58年3月16日から施行する。

附 則（昭和59年1月19日航空自衛隊達第1号）

この達は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則（昭和59年6月15日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和59年6月21日から施行する。

附 則（昭和59年10月8日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和59年10月25日から施行する。

附 則（昭和60年1月24日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和60年1月29日から施行する。

附 則（昭和61年10月20日航空自衛隊達第20号）

この達は、昭和61年10月20日から施行する。

附 則（昭和63年4月7日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和63年4月7日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成3年4月12日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成4年3月27日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成4年4月10日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成4年6月29日航空自衛隊達第32号抄）

この達は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年5月28日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成5年7月1日から施行する。ただし、第2条別表及び第5条に係る改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年7月31日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成10年7月31日から施行する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成11年3月25日から施行する。〔後略〕(1)~(4) 〔略〕

附 則（平成12年3月30日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成12年4月28日航空自衛隊達第28号）



この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成13年3月9日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年12月22日航空自衛隊達第45号）

この達は、平成15年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年9月29日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月4日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年2月16日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成21年2月16日から施行する。

附 則（平成21年7月29日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第11号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年7月31日航空自衛隊達第68号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（令和2年3月25日航空自衛隊達第20号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年5月18日航空自衛隊達第34号）

この達は、令和2年5月18日から施行する。

附 則（令和3年3月18日航空自衛隊達第43号）

この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第17号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年2月6日航空自衛隊達第1号）

この達は、令和5年2月6日から施行する。